

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例(平成16年京丹後市条例第186号)新旧対照表

現行				改正案			
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例				京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例			
平成16年4月1日 条例第186号				平成16年4月1日 条例第186号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表(第9条、第16条関係)				別表(第9条、第16条関係)			
弥栄あしぎぬ温泉使用料				弥栄あしぎぬ温泉使用料			
区分		利用時間	使用料(円)	区分		利用時間	使用料(円)
1人につき1回		10:00～22:00	550	1人につき1回		10:00～22:00	730
備考 (略)				備考 (略)			
附 則				附 則			
1・2 (略)				1・2 (略)			
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における特例)				(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における特例)			
3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表の弥栄あしぎぬ温泉使用料は、次のとおりとする。				3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表の弥栄あしぎぬ温泉使用料は、次のとおりとする。			
弥栄あしぎぬ温泉使用料				弥栄あしぎぬ温泉使用料			
区分		利用時間	使用料(円)	区分		利用時間	使用料(円)
一般	中学生以上	左欄に掲げる者1人につき1回	10:00～22:00	一般	中学生以上	10:00～22:00	730
	小学生以下		370		小学生以下		370
3歳未満			無料	3歳未満			無料
備考				(略)			
使用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。				附 則 この条例は、令和8年12月1日から施行する。			